

会発0127第6号

平成29年1月27日

〔一部改正 会発0131第4号〕
平成29年1月31日

本省内部部長
施設等機関の長
地方支分部（支）局の長
外局の長 } 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

厚生労働省における公共調達の変更適正化のための取組みについて

厚生労働省における公共調達について変更適正化を図るため、下記のとおり取り組むこととしたので通知する。

記

第1 競争参加資格（要件）の適正化

入札公告に予算決算及び会計令第73条の規定に基づく一般競争参加者の資格を定める旨を記載するとともに、入札公告又は入札説明書に以下の事項を記載すること。

また、以下の1及び2を担保するため、競争への参加を希望する者から、別紙1「自己申告書（例）」を参考に、競争参加資格（要件）に応じた自己申告書を必ず提出させること。

1 指名停止に関する事項

各契約担当官等が指名停止を行った場合の取扱いを厚生労働省内において統一させるため、競争参加資格（要件）として、「厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。」を入札公告に必ず記載すること。

2 調達内容に応じた競争参加資格（要件）の付加

契約担当官等の判断で、適正かつ合理的に競争を行う上で必要な範囲内で、調達の相手方として相応しくない事業者を排除するために、入札説明

書に調達内容に応じた競争参加資格（要件）を付加することが可能であること。

例えば、以下のような競争参加資格（要件）を付加することが考えられる。

例1 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

例2 過去〇年以内に、本件調達内容と関係する〇〇法に基づく行政処分等を〇回以上を受けていないこと。

例3 過去〇年以内に、労働関係法令の違反を行っていることにより送検処分がなされ著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

例4 過去〇年以内に、厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

第2 契約の中途解除要件の適正化

契約相手方が、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けた場合や、競争参加資格（要件）について虚偽の申告が判明した場合等は、国は契約を中途解除できることや賠償金を支払わせることができることについて、別紙2「契約書（抄）（例）」を参考に、必ず、予め契約書に明記すること。

第3 随意契約について

随意契約による調達のうち企画競争によるものについては、上記第1及び第2の規定を準用すること。

自己申告書（例）

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

_____ 殿

契約書（抄）（例）

支出負担行為担当官 ○○○○（以下「甲」という。）は、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）と、平成○○年度○○○○○○○○○について、以下により委託契約を締結する。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第A条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第B条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- （2）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- （3）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第C条 第B条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。